

第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表

3400MHz 以上 4800MHz 未満 ¹
7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 ¹
24.25GHz 以上 29GHz 未満 ¹

- 1 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

770MHz を超え 773MHz 以下
1805MHz を超え 1845MHz 以下
1860MHz を超え 1880MHz 以下 (注)
2330MHz を超え 2370MHz 以下
3400MHz を超え 3480MHz 以下
3600MHz を超え 4100MHz 以下
4500MHz を超え 4600MHz 以下
27GHz を超え 28.2GHz 以下
29.1GHz を超え 29.5GHz 以下

注 平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯及び2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第2項第2号(二)に掲げる区域に係るものを除く。